

MERMAID MARINE 【I4890】
(Mermaid Marine Australia Limited)
を保有されている投資家の皆様へ
— 有償増資案<権利の取扱い>のお知らせ —

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、MERMAID MARINE の有償増資案につきまして、現地保管機関より権利の取扱いについての通知がございましたのでご案内申し上げます。(太字下線部参照)

しかしながら、お客様が弊社を通じて権利行使(払込)をして新株式を取得する事は出来ません。また、割当てられる権利については譲渡ができない為に放棄となります。ただし、放棄分の株式はブックビルディングにより売出され、その価格が 2.40 豪ドルを上回った場合には、差額分が放棄した株主に支払われる予定です。
⇒ブックビルディングを実施した結果、その価格が 2.40 豪ドルとなりました。従いまして、放棄した株主に支払われる差額分はございません。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

1. 日程
: 基準日 2014 年 2 月 28 日
: 現地申込期間 2014 年 3 月 5 日から 3 月 21 日
: 割当予定日 2014 年 4 月 2 日
2. 権利内容
: ・ 権利付残高 18 株につき 7 権利の割当
: ・ 1 権利につき MERMAID MARINE 1 株を有償で取得
: ・ 払込価格 : 2.40 豪ドル / 新株式 1 株
3. ブックビルディング期間 : 2014 年 3 月 26 日
4. 弊社取扱予定 : お客様が弊社を通じて権利行使(払込)をして新株式を取得する事は出来ません。また、割当てられる権利については譲渡ができない為に放棄となります。ただし、放棄分の株式はブックビルディングにより売出され、その価格が 2.40 豪ドルを上回った場合には、差額分が放棄した株主に支払われる予定です。
⇒ブックビルディングを実施した結果、その価格が 2.40 豪ドルとなりました。従いまして、放棄した株主に支払われる差額分はございません。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社